

No.	基本目標	章・重点目標等		意見・質問等	修正・意見の趣旨
1		第2章 本県の配偶者等からの暴力の現状		相談件数が少ないことが気になる	
2		第3章 計画の内容	1 基本的な考え方	・6行目「…という認識が…」を「…という認識、親しい関係においても必ず言語での同意を得ることが他者を尊重することであるという認識が…」	刑法改正に伴って重視される「不同意」、つまりは、いかに（避妊具の着用も含めた）「同意」を得るのか、という点が強調される必要があるように思います。
3		第3章 計画の内容	1 基本的な考え方	・7行目「位置付けられますが、親しい…」を「位置付けられます（デートDV）。親しい…」	「れますが」という逆説表現が、その後続く文章を打ち消してしまうように思います。日頃大学生を近くで見ている立場から、恋人間にもDVがあることを強調すべく、（デートDV）を挿入した方が良いように思います。
4	L4～L6	第3章 計画の内容	1 基本的な考え方	〈追加〉 現状があります。そのため被害者が相談によって二次被害を受けたり、被害者にDVの責任や原因があると誤解する風潮もあつたりと、社会構造に起因することの理解が不十分です。	相談のハードルが高いことは、被害者が相談したことによって二次被害を受けたり、被害者の側、あるいは両方にDVの責任、原因があると思っている風潮があつたりすることが背景にある。被害者に罪はない。加害者を放置していることが問題である。ただ、生まれつき暴力を振るう人はいない。DVという暴力は学んだ結果である。社会構造がDVをつくっていると考える。DVはジェンダーに基づく暴力、GBVと世界では言われる。ゆえに暴力を許さない社会づくり、ジェンダー平等社会の実現が求められる。DVを見逃していることは、社会を構成するひとりとして、加害者に加担しているという意識を持つことが重要だと考える。 P22に警察や行政職員からの二次被害に言及しているが、子どもたちが家庭、地域、学校等の生活環境のなかで、友人や教員等のおとなから二次被害を受けているからこそ、相談できない、繰り返し被害を受けて回復が難しくなっている実態を伝えたいと考える。
5	I	重点目標1 配偶者等からの暴力を許さないという県民意識の醸成	配偶者等からの暴力の防止に向けた効果的な意識啓発の実施	「DVはダメ・DVを許さない」だけでなく、「DVを受けた側は悪くない」「被害者には、DVをやめるように相手を説得する責任はない」「小さなことで相談してもおかしくない」という意識を盛り込んでいただきたい。 一方で、相談を受けた側は、本当に親身になって相談者の声を聞く体制になっているのか。「相談しても仕方ない」と思われなため、ふさわしい研修機会と、その重責を担う役割の人々の処遇の改善を望む。	被害者は自信を失うようにコントロールされることが多く、自分のここに落ち度があったのでは、とか、途中から言い出したらそれを非難されるのでは、とあって相談できずに、エスカレートするケースがあるため。また、相談を受けた人も、もっとこうしてみたらとか、それはあなたも悪いと言ったり、相談を終わらせてしまい、相談機関につながってみたらと言わないケースが多いから。
6	I	重点目標1 配偶者等からの暴力を許さないという県民意識の醸成	配偶者等からの暴力の防止に向けた効果的な意識啓発の実施	■学習機会等の提供 学習機会等の提供として、どこにどのように予算を割いていくのか。講演会もポスターも、加害者は見えないと思います。職場とのタイアップとか、ハロワ、娯楽施設などは、視野に入っているか。	

No.	基本目標	章・重点目標等		意見・質問等	修正・意見の趣旨
7	I	重点目標1 配偶者等からの暴力を許さないという県民意識の醸成	配偶者等からの暴力の防止に向けた効果的な意識啓発の実施	<p>■地域等における周知・啓発の促進</p> <p>⇒ ■企業や団体、地域等における周知・啓発の促進</p> <p>上記のことから</p> <p>■地域等における周知・啓発の促進に、四つ目の・を追加</p> <p>・企業や団体等が、DV防止に関する対策について研修・啓発を実施するように働きかけるとともに、講演会や出前講座の開催にあたっては関係機関等と連携します。（男女共同参画・共生社会推進統括官）</p>	<p>DVの被害者が相談できない事情として、地域住民に話したり、行政に相談したりすると、加害者に相談したことが知られて、さらなる被害を受けるという実態がある。守秘義務があっても、小さな市町村では、行政に行ったことから相談が知られてしまうこともある。したがって、周知・啓発は地域に限らない。もっと広く社会全体への啓発が必要である。企業や団体への啓発も重要になってくる。「企業や団体」だからこそできるDV防止対策があると考えられる。</p> <p>「企業や団体」が、DVを家庭の問題ではなく、社会の問題だと捉えるようになってきている。男性の育児休暇等の普及は、私的な部分と公的な部分が重なることを示している。DVも公的な「企業や団体」と関わると意識は広がりつつある。DVは、社会構造の問題であることを理解することが県民意識の醸成だと考える。被害者が企業や団体に勤めていることは、加害者も同じように企業や団体にいることになる。法令違反となるような暴力の加害者がいること、DV対策をしていないことは、「企業や団体」にとって、命取りになりかねない時代になっていることは周知のとおりである。</p> <p>企業や団体等において、SGDsを考えない経営はない。そのなかで、5番のジェンダー平等の周知啓発は進んでいない状況がある。日本のジェンダーギャップ指数は、昨年125位だったが、常に世界の最下位グループに位置していることから対策は遅々たる歩みである。ジェンダー平等社会が実現するためには、経営者・管理職の意識が変わることは一つの鍵である。</p> <p>県は今年度、経営者・管理職向けの意識改革講座を実施した。それと同じように、DV防止対策を企業がやるべきものとして位置づけることができるように、研修が必要である。健康に生きる権利を侵害されているDVの被害者が企業等で元気に働くことは困難である。また、暴力の加害者が社内にいることは企業にとって大きな損失であろう。企業や団体にとって、公平性や尊厳、人権は重要な価値だからである。</p> <p>さらに、加害者が職場等に押しかけてくるという事例もある。企業等がDV防止の研修をしていることは、被害者の安全を守り相談につながる。職場でのハラスメント防止対策と同様に、DV対策のための研修が必要である。職場の理解が進むことは、早期相談、被害からの回復につながる。今や、DVは家庭のことだから企業は関係ないと公私をはっきり分けて線引きする時代ではない。DV防止をDEI推進のひとつとして位置づける企業も増えている。</p> <p>例えば、DV対策の相談窓口を企業内につくり、専門相談機関と連携して、相談、同行支援、シェルター滞在等の安全確保をしている企業もある。また、被害者サポート制度として特別休暇制度や社内研修があったりする。</p> <p>男女共同参画先進県をめざす断行宣言をしている山梨県ならこうした企業等への啓発ができると考える。「えるみん、くるみん」参考にして、DV対策をした企業を認定する制度もひとつのアイデアである。人権を尊重している企業であることは、企業が成長する必須条件だという実績を山梨から始めてほしいと切望する。</p>
8	I	重点目標2 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実	教育機関の連携・対応	教育機関との連携・対応のなかに、特別支援教育の機関を入れていただきたい。	<p>障害者と若年層はターゲットになっているが、障害のある子どもたちがはざまに落ちている。性被害にあったり、相手との権力的な関係を恋愛関係と勘違いすることは誰にもあるのに、障害児だけ、大人になって被害・加害にあうまで放っておいていいという理屈は通らない。</p>
9	I	重点目標3 若年層等への教育及び周知・啓発の推進	若年層に対する意識啓発の推進	<p>・県公式YouTube山梨チャンネルで、小中高生に人気のユーチューバーHikakin(ヒカキン)さんにDV・デートDVの被害、DV加害の防止に向けた発信して頂くことはいかがか。（長崎知事とのDVについての対談もよいのではないかと）</p>	<p>ユーチューバーHikakinさんは、信頼できるユーチューバーと言われており、子どもにも安心してみせられる企画内容、言葉遣い、家族で楽しめてコミュニケーションのきっかけになれると言われていた。若年層に届く広報としては最適だと考える</p>
10	I	重点目標3 若年層等への教育及び周知・啓発の推進	若年層に対する意識啓発の推進	<p>・県公式YouTube山梨チャンネルからDV・デートDV相談促進動画「私とカレのもやもやについて」を発信しているが、2022年11月18日に更新して以来、視聴回数はどのくらいあるのか？</p>	

No.	基本目標	章・重点目標等		意見・質問等	修正・意見の趣旨
11	I	重点目標3 若年層等への教育及び周知・啓発の推進	学校における教育等の実施	<p>■人権教育等の実施 ⇒ 包括的性教育等の実施</p>	<p>前回の審議会の中で、包括的性教育の実践を求める声が複数あげられた。ユネスコやWHO等が発表した包括的性教育は、人権教育、リプロダクティブヘルス&ライツ、安全確保、人間関係の築き方などを含む総合的な教育である。包括的性教育があまねく広がることは、ジェンダー平等社会の実現に向かう第一歩である。</p> <p>また県議会においても、教育長が包括的性教育を実践しているとの答弁があったことも踏まえて、「人権教育」ではなく、「包括的性教育」ということばに修正することを切望する。</p> <p>子どもたちの命と生涯にわたる健康を保障するために、包括的性教育の重要性を大きく大きく何度も何度も強調したい。</p> <p>人権教育等とあるので包括的性教育も含まれるという考えで作成されたのかもしれないが、DVが性暴力と分かちがたいものであることから、県民意識改革にとって、包括的性教育はキーワードであると考えている。</p>
12	I	重点目標3 若年層等への教育及び周知・啓発の推進	学校における教育等の実施	<p>■人権教育等の実施 二つ目の項目に追加 「いじめ、命、暴力」 ⇒ 「いじめ、命、性、暴力」</p>	<p>命と性は深く分かちがたいものである。生まれた時から（生まれる前から性別を考える人は多いだろう）死ぬまで、人生や生き方は常に性とともにある。</p> <p>性を考えない教育は成立しないと考える。性ということばを入れることで、SOGIE（セクシュアルオリエンテーション、ジェンダーアイデンティティ、ジェンダーエクスペッションの頭文字をとったもの）が考えられ、包括的性教育とつながる。</p> <p>注：SOGIとは、2006年以降国連でも使用。文科省が2016年に出した文書にもSOGIはあり。</p>
13	I	重点目標3 若年層等への教育及び周知・啓発の推進	学校における教育等の実施	<p>■情報モラル教育の推進 「SNS等を通じた人権侵害」 ⇒ 「SNS等を通じた、デジタル性暴力等の人権侵害」</p>	<p>デジタル性暴力についての知識と身を守るスキルを教育することが重要である。名前を知ることによって、概念が理解でき、安全策が考えられ相談にもつながる。</p> <p>まずは教員が知識と対応のスキルを得るために研修が必要であり、その研修によって子どもたちへの教育が可能になり、SOSを出している子供たちの早期発見、支援相談につながる。</p>
14	I	重点目標3 若年層等への教育及び周知・啓発の推進	学校における教育等の実施	<p>■人権侵害の早期発見に向けた取組 「デートDVと疑われる事案の」 ⇒ 「デートDV、性暴力、虐待等の事案の」</p>	<p>16歳から24歳を対象にした内閣府の「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」（2022年3月発表）によると、子どもの4人に1人が性暴力被害にあっている。ここで言う「性暴力」とは望まない性的な言動であり、ことば、視覚、身体的接触、性交、情報ツールを用いた性暴力を指している。最も深刻な被害を受けた年齢は小学生以下が18.2%、中学生が24.0%、高校生が32.7%であった。</p> <p>課題として、性暴力に関する知識の不足、孤立して相談できない状況、アウトリーチ不足、若年層にあわせた相談手段の不足、多様な被害者への対応力不足、トラウマケア体制の不足、避難場所の不足、被害者をとりにくく関係機関の連携不足等が記されている。</p> <p>また、デートDVは、10代のカップルの3組に1組で起きている。小学校の高学年から高校生に至るまで、子どもたちはデートDVで苦しんでいる。</p> <p>さらに、親など家族からの性虐待をだれにも言えずトラウマインフォームドケアがなされていない状況にも目を向けてほしいと考える。</p> <p>デートDV、性暴力、虐待等の早期発見が回復への道を開き、切れ目のない支援につながっていく。DVと虐待はコインの裏表の関係であるなど、教員がこうした実態を知る必要がある。まずは教員が取り組めるように、教員の研修が必須だと考える。P38に教職員を対象とした研修会のことが記載されているが、ここにも必要である。</p> <p>「疑われる」というあいまいな表現ではなく、実態から考えると、既に学校で起きていることである。</p>

No.	基本目標	章・重点目標等		意見・質問等	修正・意見の趣旨
15	I	重点目標3 若年層等への教育及び周知・啓発の推進	学校における教育等の実施	男性の相談窓口についての項目を設けてほしい 社会全体にもほしいが、せめて学校だけでも、男子女子他だれでも、担任やスクールカウンセラーや養護教諭、相談支援センターだけでなく、複数の人間が対応できる体制が欲しい。そのうえで誰に相談したらいいのかということを明らかにして何度も伝えていく必要がある。	例えば男子児童生徒がDV被害にあったとして、女性相談支援センターに行くか。行かないと思う。きめ細かな支援体制が必要。
16	I	重点目標3 若年層等への教育及び周知・啓発の推進	教職員や警察、行政職員等への研修会の実施	教職員の研修のところで、「ジェンダー平等の視点」だけでなく、人権にも基づいたものとして書いて欲しい。 「生命の安全教育」への言及がありますが、命の安全教育は「No」と言っていよいよということが主になっている。そもそも温かい気持ちになる、心地よい関係としての性を取り上げる性教育をすることも不可欠。	
17	II	重点目標4 誰もが安心して相談できる環境の整備	女性相談支援員等による適切な支援	〈追加〉 女性相談支援員等を、学校に派遣して、デートDVに対して、適切な心理教育や相談支援を実施します。	重点目標3の(3)学校における教育等の実施 (P. 23)の三番目の■に「～早期発見・早期対応に努めます」とあるが、学校での具体的な対応策が計画には示されていない。実際に中学校や高校において、デートDVは起きている。しかし、被害者、加害者、保護者等はどうしたらいいかわからず苦しんでいる実態がある。教員は、知識やスキル等がなくて適切な相談支援ができていないという実態がある。別れさせれば終わりという問題ではない。若いこの時期に相談者がもともと持っている力を取り戻し、権利の主体として尊重される支援が行われれば、その後の人生にとって大きな力になる。 そこで、早期対応の方法として、女性相談支援員等を派遣して被害者、加害者それぞれに心理教育を行うシステムが必要である。今行われている高校でのスクールカウンセラーの派遣制度と同じように、学校からの依頼を原則として被害者、加害者、保護者、教員等に対して、数回の派遣での相談を行う制度を実施することが重要だと考える。 そのためには、デートDV専門相談員等の資格を得たり、研修を積んだりできるように、女性相談支援員、臨床心理士、公認心理士、スクールソーシャルワーカー等の資質向上が求められる。
18	II	重点目標4 誰もが安心して相談できる環境の整備	女性相談支援員等による適切な支援	<各配偶者暴力相談支援センターの取り組み>表 「医学的・心理学的援助」の実施内容が空欄だが、なぜか。女性相談支援センターで実施して欲しい。	トラウマインフォームドケアを実施してほしい
19	II	重点目標7 多様なケースに対応できる相談員等の資質向上	相談員等の資質向上のための取組実施	相談員の資質向上に努めて欲しい。	相談者の年齢が若く、一時保護する被害者の半数は子どもを同伴するなど、住まい・育児・教育・経済など幅広い支援が必要なため
20	II	重点目標7 多様なケースに対応できる相談員等の資質向上	相談員等の資質向上のための取組実施	相談員は正規職員が担当するよう配置を	継続した相談と寄り添い支援のためには必要

No.	基本目標	章・重点目標等		意見・質問等	修正・意見の趣旨
21	Ⅲ	重点目標1 1 被害者に寄り添った包括的な支援	被害者の自立に向けた切れ目のない支援	■生活再建を支えるアフターケアの実施 「（地域での生活を）安定して営めるよう、定期的な」 ⇒「営めるよう、トラウマインフォームドケア等も含めて定期的な」	生活再建に向けてトラウマインフォームドケア等が必要である。健康回復は時間がかかることである。
22	Ⅲ	重点目標1 3 住宅確保に係る支援の充実	住宅への入居支援	生活の基盤は住居。育児・教育にも住居の確保は重要。住居の確保の支援には情報提供と金銭（入居費用・引っ越し費用等）な支援が不可欠。生活保護等の申請と合わせて支援することも必要。	被害者の半数が子ども同伴のため。
23	Ⅳ	重点目標1 4 関係機関のネットワークの充実	被害者支援のためのネットワークの強化	困難女性と同様、民間の子ども支援や親子支援、若年層支援をしている組織とつながる視点は、盛り込まれないのか。	P. 46, 47にはあるが、被害者がふと立ち現れたときに、寄り添いながら相談窓口へとつなげたり、伴走したりといった役割をしている人たちがいる。そうした力を可視化して、声を聞いて、事業を進める必要があるのではないかと。 また、ドイツなどでは一旦窓口につながれば、必要な支援を受けられる包括的な支援があるが、ネットワーク強化といいながら、公的機関内のそうした支援ネットワークに言及されていないように見える。そこを構築しないと、結局門前払いされたという経験を相談者がせざるを得なくなるのではないかと。
24	Ⅳ	重点目標1 4 関係機関のネットワークの充実	関係機関連絡協議会等の充実	P. 53には女性相談支援センターが市町村関係機関の実務担当者会議を開催するとあるが、来たその場で横の連携を取りながら対応を考えてくれるような場として機能するのか。	
25		第3章 計画の内容	2 基本目標	基本目標をもう一つ付け加える ・加害者増の原因究明と救済支援、及び加害者にならないための啓発周知を行う	基本計画にこの視点が欠けているのは不自然。 それこそ男性優位な考えから脱していない計画なのではないか。DV根絶には必要不可欠だと思う。
26	全体			加害者の矯正教育と支援、という点が、「研究」の部分だけになっている。実施も目標にいられたいただきたい。	暴力に訴えるにはそれなりの背景や、加害者のスキーマや社会情動的スキルの問題がある。加害者を「許さない」だけではなく、その認知を丁寧に変えていくような取り組みが必要。